

鳥取市議会委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第21号

鳥取市議会委員会条例等の一部を改正する条例

(鳥取市議会委員会条例の一部改正)

第1条 鳥取市議会委員会条例(昭和43年鳥取市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と申し出る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第23条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第26条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めると

ころにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

（鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鳥取市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）の提出は、議長が定めるところにより、当該収支報告書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第7条第2項中「収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）」を「収支報告書等」に改める。

（鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年鳥取市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第51条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による請求等）

第51条の2 議長に対して行われる請求又は申出（以下この条において「請求等」という。）のうちこの条例の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該請

求等に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその請求等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議長が行う通知のうちこの条例の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた請求等又は通知については、当該請求等又は通知に関するこの条例の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該請求等又は通知に関するこの条例の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた請求等又は通知は、当該請求等又は通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。